

総合的な学習研究部研修会

令和4年6月1日(水)

第1回研修会

【講話】 「総合的な学習の時間と学習評価 ～目標と指導と評価の一体化～」

浜松市教育委員会指導課 河合祥吾 指導主事

1 学習評価とは

令和元年、6月に示された学習評価の在り方ハンドブックでは、学習評価の基本方針として次のように示された。学習評価は教師の指導改善につながるものにしていくこと、児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、必要性・妥当性が認められないものは見直していくことである。



このような基本方針となった根拠は学習指導要領にあり、総則編では「評価のための評価」に終わることなく、子供の資質・能力育成に機能する必要があることを示している。また、評価の妥当性や信頼性を高めることの大切さも示されており、そのために、評価基準や評価方法等について、教員同士で検討するなどして明確にすること、評価にかかわる私たちの力量を向上させることなどが示されている。

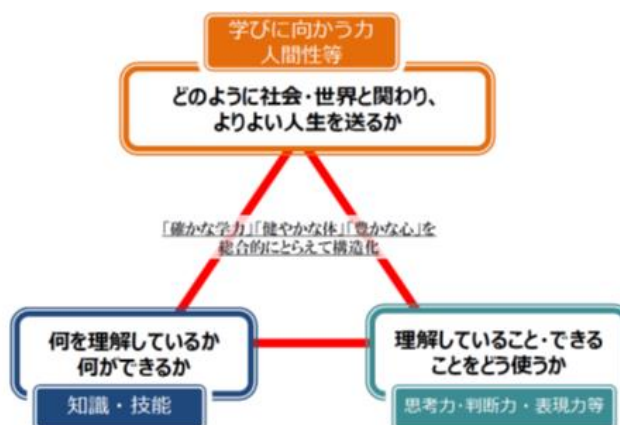
評価の機能は、診断的評価・形成的評価・総括的評価という3つに分類される。診断的評価は子供たちの学習経験や実態を把握することにあたり、形成的評価は指導の途中で行われる評価のことを指している。そのため、学習状況を評価し、子供の学習の軌道修正や目標の再設定をすることも考えられる。そして総括的評価は、単元末や学期末、学年末といった学習の締めくくり学習の到達点を把握するものであり、指導要録はこの総括的評価に当たる。

今求められているのは、この総括的評価の妥当性や信頼性を高めることと、指導の途中で行われる形成的評価を充実させるという2点であるといえる。

2 総合的な学習の時間における学習評価

総合的な学習の時間における学習評価を行うに当たっては、ゴールイメージを共有する必要がある。ゴールというのは総括的評価を記載する指導要録にあたる。指導要録の書式については4観点から3観点に変更となり、総合的な学習の時間で育成することを目指す資質・能力についても、他教科等と同様に、総則に示された3つの柱から明示された。

総合的な学習の時間における学習評価は、児童生徒にどのような力が身に付いたのか、学習の成果を的確に捉えるものと考えられる。指導要録には3つの観点のうち、児童生徒の学習状況に顕著な事項の特徴を文章で端的に記述する必要がある。そして評価を文章で記述する際には、



評価基準の文と近いものとなるため、学習活動の見通しをもって単元を計画し、より具体的な評価基準を設定することができれば総括的评价に困らないといえる。

3 評価基準と単元計画

評価基準を作成するとき、総合的な学習の時間では、まず探求課題の解決に向かうための学習活動を計画する。そしてその学習活動に応じて、活動の何を評価するのかという評価基準を設定し、学習活動において「いつ評価するのか」を計画していく。

最後に、評価規準、学習指導要領、学習活動を互いに照合して見直すことで、より精緻化され、両計画の学習指導要領との整合性が確保されることになる。

このように学習評価の妥当性と信頼性を保つためには学習指導要領に基づいて評価基準を設定し実施することが欠かせない。その上で指導する教師が確かな評価を実施するために、単元の指導計画に、評価基準や評価時期・評価場面・評価方法を適切に位置付けることが求められている。これは、総合的な学習の時間だけでなく、各教科等の学習でも言えることだと考えられる。